

財務省告示第五十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年一月三十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第七十 三回）	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	振替法の適 成十三年度法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	発行方法 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	発行額 額面金額 二百四十九億四千二百三十三万 円	最低額面金 五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十七年一月三十一日	額面金額 百円につき百円十七銭	年二〇パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額 に 加え、次の算式により算出し	の経過利子の 払込み

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{42}{365}$$

十三 初期利子

平成十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成三十六年十二月二十日

十六 償還金額

日本銀行額面金額につき百円

十七 払込期日

平成十七年一月三十一日

十八 払込期日

平成十七年一月三十一日